

税務トピックス 四季報

第38回

「クレジットカード決済 消費税の仕入税額控除 に注意！」

クレジットカード決済にあたり、消費税の仕入税額控除に注意が必要で、消費税の仕入税額控除を受けるには、一定の要件が必要となります。

1. クレジットカードの明細は領収書の代わりになるか

毎月送られてくるクレジットカードの明細、「支払先と一緒に送られているのだから、内容や飲食の相手先など手書きでメモしておけば、領収書の代わりになるのでは？」と思われがちですが、実は、これだけでは保管する書類の要件は満たさないので、その他、注意すべきは次の点です。

(1) クレジットカード会社から交付される「利用明細」
クレジットカード会社が発行するもので「取引の相手先から

交付を受ける」ものにあらず不可です。

(2) 「手書きの領収書」の場合の注意点

宛先を「上様」とされた領収書は、受取者の名称がないため不可です。また取引内容を明確にするため但し書きは必須です。

2. 経理精算する際の注意点

① 二重計上を回避！

クレジットカード決済のレシート等は現金決済のレシート等と分けて保管しましょう。カードを切ったにも関わらず現金払いとして経費精算すると、後日口座引落しがかかり、二重で計上してしまいます。

(1) 現金支払いのレシート等とクレジットカード払いのものを、別々の袋（封筒など）で日々保管しましょう。

(2) 現金払いのレシート等の方は、都度期日を決めて、精算します。

(3) クレジット払いの方は、「利用明細」が届いたら、対応するレシート等をそれに貼り付けて保管します。

以上の方法で、二重計上を回

避して、スマートな保管ができます。ぜひお試しください。

3. なぜレシートを保管する必要があるのか？

消費税は売上等で預かった消費税から、仕入等で支払った消費税額を控除して差引額を納税します。この支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」といい、これを適用する要件が帳簿及び請求書等の両方の保存（税込3万円未満は帳簿のみ）です。尚、9月末迄は、下記の記載内容①⑤が必要で、

帳簿は、経理の方がメモ部分である摘要に相手先・内容を入力しなければ、原則は仕入税額控除ができません。請求書等はレシートでも前記の要件を満たす場合はOKです。

近年の税務調査では仕入税額控除の要件を厳格に見ることもあり、レシート・領収書等の保存は絶対に必要です。

4. 領収書保管は、転ばぬ先の杖です（軽減税率導入後）

10月以降軽減税率の導入に伴い請求書等の記載事項は左記①

⑤に加え、⑥軽減税率の対象品目である旨⑦税率ごとの合計金額が追加された「区分記載請求書等」の保存が要件となります。経理の方は帳簿に10%の品目と8%の品目を分けて処理する必要があり、領収書がないと区分できなくなります。そうなら致命的。まさに、レシート保管は転ばぬ先の杖。いままから万全の準備をしておきましょう。（税理士 光廣 昌史）

帳簿	取引の相手先から交付を受ける請求書等
③支払った相手先の氏名・名称	①支払先の氏名・名称
⑥支払年月日	②取引年月日
③資産又は役務の内容	③取引内容
④支払った金額	④取引金額
	⑤受取者の氏名・名称 (小売業・飲食店業等は記載不要)
	⑥軽減税率の対象品目である旨
	⑦税率ごとの合計金額

あなたの経営羅針盤

Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / http://www.office-m.co.jp/

2019年第1回 実務講座／経理基礎編 経理実務の基礎

経済環境が激変して、会社に必要利益を確保し、継続繁栄させることが難しくなっている昨今、経理の重要性が増してきています。当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全5回シリーズで開催します。また、経理が経営戦略とどのように関係しているかといったポイントも加えて解説しますので、今後の経営戦略を構築する際にお役に頂ければ幸いです。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

- ◆日時 2019年5月15日(水) 13:30~16:30
- ◆講師 副部長 三浦 佳典
- ◆会場 たらまちビュー空檜(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定員 13名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
総合企画部 / 下田・和田